

小樽市コミュニティバス運行業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「小樽市コミュニティバス運行業務（以下「本業務」という。）」の委託契約に先立ち、本業務を適切かつ効果的に実施できる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

小樽市コミュニティバス運行業務

2 業務の目的

小樽市においては、銭函・桂岡地区を運行する路線バスが令和9年3月末をもって廃止される予定となっており、地域住民の通院、通学、通勤その他の日常生活に必要な移動手段の確保が課題となっている。

このため、市が実施主体となるコミュニティバスを導入し、銭函・桂岡地区における地域公共交通の維持及び確保を図る必要がある。

この業務では、小樽市コミュニティバスの運行及びこれに付帯する運行管理その他必要な業務を実施し、持続可能な地域公共交通の確保を図ることを目的とする。

3 業務委託の概要

(1) 業務内容

「小樽市コミュニティバス運行業務 仕様書」のとおり。

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(3) 運行準備期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（車両の納車は令和9年3月1日ころ見込み）

(4) 運行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 運行方法

道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条に基づく自家用有償旅客運送

(6) 提案上限額

37,990千円（消費税及び地方消費税含む。）

内訳は次のとおりとする。

ア 運行準備業務

2,922千円（消費税及び地方消費税含む。）

イ 運行業務

35,068千円（消費税及び地方消費税含む。）

※当該金額を超える提案は失格とする。

※キャッシュレス決済等の決済端末の導入費用、システム利用料及び決済手数料は、本提案上限額（見積り）には含めないものとする。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
プロポーザル公告	令和8年9月30日（水）
質問の受付	令和8年10月7日（水）午後5時20分まで
質問の回答	令和8年10月14日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年9月30日（水）から 令和8年10月23日（金）午後5時20分まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年10月27日（火）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年11月2日（月）予定 令和8年11月6日（金）予備日
第二次審査結果の通知	令和8年11月10日（火）予定
委託契約の締結	令和8年11月中旬

5 参加資格

本プロポーザルに参加する者（共同企業体の場合は、構成員全員とする。）は、次の全ての要件を満たしていることとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。また、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (2) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (4) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けてい

ないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。

- (5) 本業務の運行開始日までに、本業務を適正に履行するために必要な営業拠点（車両保管場所を含む。）、運行管理体制、整備管理体制及び運転者確保体制を構築できる者であること。

- (6) 共同企業体を結成し参加する場合の留意点

ア 共同企業体の代表者を定め、共同企業体結成届出書（第6号様式）を提出すること。

イ 参加表明書（第1号様式）や受託業務実績書（第4号様式）、参加辞退届（第8号様式）の提出にあたっては、共同企業体名で記載し、代表者でもって押印すること。

ウ 共同企業体により参加する場合は、構成する団体すべてが日本国内に本店を有すること。

エ 共同企業体の代表者は、本業務に係る統括責任者として、市との連絡調整、契約の履行その他本業務に関する一切の事項を総括するものとする。

オ 共同企業体の構成員は、共同して本業務を履行するとともに、本実施要領その他関係書類に定める事項を遵守するものとする。

カ 共同企業体の構成員は、本業務の履行について連帯して責任を負うものとする。

キ 同時に複数の共同企業体の構成員になることはできない。

ク 単独で参加する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

ケ 共同企業体により参加する場合は、構成員間で共同企業体協定書を締結していることとし、企画提案書等の提出時にその写しを提出すること。

コ 共同企業体により参加する場合は、構成員が連携して参加資格(5)に定める要件を満たすことを認めるものとする。ただし、道路運送法その他関係法令上必要な許可、登録、届出等については、当該業務を担当する構成員において適切に取得又は実施すること。

6 配布資料等

- (1) 配布資料

ア 小樽市コミュニティバス運行業務 公募型プロポーザル実施要領

イ 小樽市コミュニティバス運行業務 仕様書

ウ 参加表明書（第1号様式）

エ 誓約書（第2号様式）

オ 会社概要書（第3号様式）

カ 受託業務実績書（第4号様式）

キ 重大事故発生状況報告書（第5号様式）

ク 共同企業体結成届出書（第6号様式）※共同企業体を結成する場合に提出

ケ 共同企業体協定書（参考様式）

コ 質問書（第 7 号様式）

サ 参加辞退届（第 8 号様式）※参加表明書提出後に辞退する場合に提出

(2) 配布期間

令和 8 年 9 月 3 0 日（水）から令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）午後 5 時 2 0 分まで

(3) 配布方法

小樽市ホームページからダウンロードすること。

＜ホームページアドレス＞：<https://www.city.otaru.lg.jp/>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。提出書類は原則 A 4 版とする。

提出書類	提出部数
ア 参加表明書（第 1 号様式）	1 部
イ 誓約書（第 2 号様式）	1 部
ウ 会社概要書（第 3 号様式）※次の(ア)～(エ)を添付すること。 (ア) 履歴事項全部証明書（証明年月日が参加表明書提出前 3 か月以内） (イ) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税に係る納税証明書（証明年月日が参加表明書提出前 3 か月以内） (ウ) 印鑑証明書（証明年月日が参加表明書提出前 3 か月以内） (エ) 直近 3 年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）の写し	1 部
エ 共同企業体結成届出書（第 6 号様式）（共同企業体を結成する場合のみ） ※共同企業体を結成する場合は、イ及びウに掲げる書類を構成員全員分提出すること。	1 部
オ 共同企業体協定書の写し（共同企業体を結成する場合のみ） ※市が示す参考様式又はこれと同等以上の内容を有するものとする。	1 部
カ 企画提案書 ※本要領「9 企画提案書の構成」に沿って作成すること。	P D F データ
キ 業務実施体制図	P D F データ
ク 受託業務実績書（第 4 号様式） ※業務実績については、過去 5 年間に受託した類似業務（バス、乗合タクシーその他旅客輸送業務の運行又は運行管理に関する業務）の実績を最大 5 件まで記載し、契約書等の写しも添付すること。	P D F データ
ケ 重大事故発生状況報告書（第 5 号様式）	P D F

※安全管理体制の確認資料として提出すること。	データ
コ 見積書 契約期間の総額を記載するとともに、運行準備業務及び運行業務に区分した積算内訳を作成すること。 積算内訳は、少なくとも次の区分により記載すること。 運行準備業務については、人件費、諸経費及び一般管理費の区分により積算内訳を作成すること。 (ア) 運送費 a 乗務員人件費 b 運行経費（自動車任意保険料、車庫使用料その他運行に要する経費。ただし、仕様書 5(2)に定める市が負担する経費及び市が別途締結する車両賃貸借契約に含まれる経費を除く。） (イ) 一般管理費 a 運行管理費 b 整備管理費 c 現場管理費 d その他管理費 ※見積りの積算に当たっては、仕様書 5(2)に定める市が負担する経費（燃料費、決済端末の導入費用及びシステム利用料等）は除外して算出すること。	P D F データ

(2) 提出期限

令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）午後 5 時 2 0 分（必着）

(3) 提出方法

ア 持参の場合は、平日の午前 8 時 5 0 分～午後 5 時 2 0 分の間に持参すること。

イ 郵送の場合は、令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）（必着）とする。

ウ P D F データは、電子メールにて提出すること。

(4) 提出先

〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 1 2 番 1 号 小樽市総合政策部官民連携室（本館 2 階）

(5) 留意事項

ア 企画提案書に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。

イ (1)に掲げる提出書類以外の書類提出は認めない。

ウ 企画提案は、1 提案者につき 1 つとし、提出後の追加、差替え及び再提出は認めない。ただし、市が必要と認めた場合は、その限りではない。

エ 電子メール等の通信事故について、小樽市はいかなる責任も負わない。

8 質問の受付及び回答

内容等に関する質問については、質問書（様式7）により行うこと。

(1) 提出期限

令和8年10月7日（水）午後5時20分まで

(2) 提出方法

電子メールにより提出し、送信後に電話により連絡すること。

(3) 提出先・確認連絡先

提出先：kotsu@city.otaru.lg.jp

連絡先：0134-32-4111（内線522・525）

(4) 回答方法

質問書への回答については、令和8年10月14日（水）までに行うものとする。質問者には電子メールで回答するとともに、その内容について小樽市ホームページに掲載する。

9 企画提案書の構成

企画提案書は、A4判（縦・横は任意）とし、表紙及び目次を除き20ページ以内で作成すること。仕様書の内容を十分理解した上で、次の事項について具体的に記載すること。

(1) 業務実施方針

本業務の目的及び趣旨を踏まえた基本的な考え方及び業務実施方針について記載すること。

(2) 業務実施体制

業務責任者、運行管理者、整備管理者その他業務従事者の配置体制、役割分担及び指揮命令系統について記載すること。共同企業体により参加する場合は、構成員ごとの業務分担、責任体制及び連絡調整体制を明らかにすること。

また、業務開始までの準備体制及び業務開始後の実施体制並びに地域の交通事業者その他関係機関との連携体制について記載すること。

業務開始までの主な準備事項について、実施時期及び実施担当が確認できる工程を示すこと。

(3) 安全管理及び運転者教育

安全管理体制、事故防止対策、運転者に対する教育・研修、健康管理、飲酒運転防止その他安全運行を確保するための取組について記載すること。

教育・研修については、実施時期、回数及び内容を示すとともに、冬期運行に係る教育・訓練の方法を具体的に記載すること。

(4) 運行体制及び安定運行の確保

運転者の配置計画、点呼、車両管理、運行管理、欠員発生時の対応その他安定した運行を確保するための体制について記載すること。

運転者の配置については、本業務に必要と考える運転者数、その算定根拠、勤務体制、運転者の確保方法及び確保時期を示すこと。また、急な欠員が発生した場合の代替運転者の確保方法及び対応に要する時間の目安を示すこと。

貸与車両2台の運用方法及び車両故障時の代替車両による運行再開までの時間の目安を示すこと。

また、積雪、路面凍結その他冬期の道路状況を踏まえた安定した運行を確保するための体制について具体的に記載すること。

(5) 緊急時対応

事故、車両故障、大雪等による運行障害及び災害について、対応責任者、対応手順、運行継続又は復旧方法及び利用者への遅延や運休に係る情報提供方法を示すこと。可能なものについては、対応に要する時間の目安を示すこと。

(6) 利用者サービス及び利用促進

高齢者等への配慮、利用者への接遇、苦情等への対応、通常時における利用者への情報提供その他利用者サービス向上に向けた取組並びに利用促進に関する取組について記載すること。

(7) 独自提案

仕様書に定める事項のほか、本業務の目的達成、コミュニティバスの魅力向上又は収入の増加につながる提案がある場合は、費用負担及び期待する効果を含め記載すること。

なお、車両ラッピング、広報活動その他利用者の認知度向上に資する提案を含む。

また、車両ラッピングの施工は、市が別途締結する車両賃貸借契約により行うため、施工に要する費用は見積額に含めないものとする。

10 選定方法等

(1) 審査体制

小樽市職員で構成する選定委員会（以下「委員会」という。）が、提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「11 審査の評価項目」に従って審査を行い、本業務に最も適していると認められる最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

(2) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

プロポーザルの参加決定に係る第一次審査は、提出された参加表明書その他の提出書類について、本要領に定める参加資格及び提出書類の確認を行う。参加資格を満たし、提出書類に不備がない提案者を第一次審査通過者とする。

② 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査を通過した提案者を対象に、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、「11 審査の評価項目」に基づき総合的に審査する。

日時の詳細については、後日プレゼンテーションの参加者に連絡する。

ア 日時 令和8年11月2日（月）予定
令和8年11月6日（金）予備日

イ 場所 小樽市役所 別館4階第3会議室

ウ 提案時間

プレゼンテーションは、1提案者当たり約35分（説明20分以内、質疑応答15分程度）とする。

エ 機材等

モニター、HDMIケーブル及び延長コードは小樽市で準備するものとし、パソコンその他の機材は提案者が準備するものとする。

オ 留意事項

- ・プレゼンテーション審査は非公開で行う。
- ・プレゼンテーション内容は、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、新たな資料の提出は認めない。なお、モニターへ投影する資料についても、提出済みの企画提案書の内容を逸脱しないものとする。
- ・プレゼンテーション参加者は3名以内とし、原則として業務担当者とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果及び審査内容に関する問合せ並びに異議申立てには応じない。

1.1 審査の評価項目

評価項目	評価の視点	配点
1 業務実績	・同種又は類似業務の受託実績を有しているか。 ・本業務を履行するために必要な経験及び実績を有しているか。 ・積雪寒冷地における運行経験や、運行改善、利用促進等の取組実績を有しているか。	10
2 業務実施方針及び業務実施体制	・本業務の目的及び趣旨を十分理解した業務実施方針となっているか。 ・業務責任者、運行管理者等の配置、役割分担及び指揮命令系統が明確か。 ・共同企業体の場合、構成員間の役割分担、責任分担及び連絡調整体制が明確か。 ・業務開始までの準備及び業務開始後の実施体制が具体的か。 ・地域の交通事業者その他関係機関との連携体制が適切か。	10
3 安全管理・運転者教育	・安全管理体制及び事故防止対策が具体的か。 ・運転者に対する教育・研修の内容が具体的か。 ・積雪、路面凍結等を踏まえた冬期の安全対策及び教育が適切か。 ・健康管理、飲酒運転防止その他安全運行を確保するための取組	15

	が適切か。	
4 運行体制・安定運行の確保	・必要な運転者数及びその算定根拠が明確で、勤務体制が適切か。 ・運転者の確保方法及び確保時期が具体的か。 ・欠員発生時の代替運転者の確保方法など、運行を継続するための体制が具体的か。 ・車両管理及び運行管理体制が適切か。 ・貸与車両2台を活用し、車両故障時を含め、継続的かつ安定した運行を確保できる体制となっているか。 ・積雪、路面凍結等を踏まえた冬期の安定運行体制が確保されているか。	15
5 緊急時対応	・事故、車両故障、大雪、災害等への対応体制及び連絡体制が具体的か。 ・緊急時における運行継続又は早期復旧の方法が具体的か。 ・運休、遅延等が発生した場合の利用者への情報提供方法が適切か。	10
6 利用者サービス・利用促進	・高齢者等を含む利用者への接遇及びサービス向上に関する提案が適切か。 ・苦情、問い合わせ等への対応が適切か。 ・通常時における利用者への情報提供に関する提案が具体的か。 ・利用促進に関する提案が具体的で、本路線の利用者や地域の特性を踏まえた内容となっているか。	5
7 独自提案	・仕様書に定める事項以外で、本業務の目的達成、コミュニティバスの魅力向上又は収入の増加等に資する提案となっているか。 ・提案内容に実現性があり、その効果が期待できるか。	5
8 見積価格	・見積額は適正か。 ・価格評価（最低見積価格／当該見積価格）×30点（小数点以下切捨て）	30
合計		100

12 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ア 「5 参加資格」を満たさなくなった場合
- イ 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- ウ 提出書類に虚偽があった場合
- エ 1つの提案者が複数提案した場合

- オ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つことなど審査の公平性を害する行為があった場合
- カ 見積書に記載された見積額が、本要領に示す提案上限額を超えている場合
- キ 見積書の積算内訳において、人件費等の適正な配置がなされていないなど、本業務の適正な履行が困難と認められる著しい低価格での提案であると委員会が判断した場合
- ク 提案者がプレゼンテーションに参加しなかった場合
- ケ その他、本要領に定める事項に違反し、又は委員会が本業務の契約の相手方として著しく不適当と認めた場合

1 3 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と、仕様書及び企画・提案内容を基に協議し、必要に応じて仕様書及び企画・提案内容の一部を調整した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、契約締結に至らなかった場合又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

企画提案書に記載された内容は、契約締結時における協議の基礎資料とするが、その全てを契約内容とするものではない。契約内容は、本市と最適な提案者との協議により決定するものとする。

1 4 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーション出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、受託業者の選定以外には使用しないものとする。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するものとする。ただし、市は本プロポーザルの審査その他必要な範囲において無償で使用できるものとする。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の開示対象を除き、開示の対象となる。ただし、企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。

- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (9) 参加申込書等を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに電話連絡するとともに、参加辞退届（様式 8）により本市へ報告すること。

1 5 問合せ先

小樽市総合政策部官民連携室（本館 2 階）担当：太田中

〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 1 2 番 1 号

電話：(0134)32-4111 内線525

FAX：(0134)22-6727

電子メール：kotsu@city.otaru.lg.jp